

## ○八王子市図書館資料収集要綱

平成6年4月1日施行

改正 平成15年11月19日  
平成18年 4月 1日  
平成27年10月 1日  
令和 3年 2月 1日  
令和 3年10月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例(昭和59年八王子市条例第35号)及び八王子市図書館条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第8号)に定める事業を円滑に行うため、図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館資料は、公共図書館の役割、都立図書館、大学図書館及び国会図書館との役割分担のほか、変動する社会の動向などを踏まえ、市民の資料要求が十分反映された蔵書構成を目指し、市民の学習、教養、調査研究、趣味・娯楽などに資する資料を幅広く収集する。

2 図書館資料の収集に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) あらゆる思想、信条、学説、宗教に対して、公平に収集し、著者の思想的、宗教的、政治的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾をおそれて自己規制をしない。
- (5) 一部の市民の資料要求だけでなく、広範な市民、潜在している市民、将来想定される市民のためリクエスト、レファレンスや社会情勢の把握に努め、収集の参考にする。

3 図書館資料の収集は、次に掲げる考え方に基づくものとする。

- (1) 国内で刊行された資料を中心に収集するほか、電子書籍や視聴覚資料など資料の特性を生かしたのものや、日本語以外の言語の資料もできるだけ幅広く、総合的に収集する。
- (2) 基本的、入門的な資料の収集を優先するとともに、専門的資料を含め、全分野にわたり幅広く収集する。
- (3) 各分野の蔵書構成、未所蔵資料、欠本の補充、その他著者、発行所、内容、書誌的価値、形態など必要事項について調査検討し、図書館での利用状況を十分に予測し、収集に努める。
- (4) 他の公立図書館及び都立図書館の蔵書も考慮して収集する。
- (5) 利用が集中し、又は集中することが予想される資料については、複数を収集する。
- (6) 八王子市に関する資料、八王子市行政資料、八王子市内で刊行された資料及び八王子市にゆかりのある著者の著作などの八王子関連資料は、積極的に収集する。
- (7) 児童図書については、子どもの特性を考慮し、収集する。
- (8) 購入のみならず、寄贈、配布等の手段を必要に応じて活用し、迅速、的確な方法で収集する。

(収集する資料の種類)

第3条 収集する図書館資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書資料（一般図書、児童図書、参考図書、外国語図書）
  - (2) 逐次刊行物（雑誌、新聞）
  - (3) 官公庁出版物
  - (4) 郷土資料（行政資料を含む。）
  - (5) 視聴覚資料（CD、DVDなど）
  - (6) 視覚障害者資料(点字資料、録音資料)
  - (7) 電子書籍
  - (8) その他（マイクロフィルム、CD-ROM、新聞データベースなど）
- （各図書館の収集内容）

第4条 各図書館で収集する図書館資料は、次に掲げる表の中で○印がある資料とする。

	(1) 図書資料	(2) 逐次刊行物	(3) 官公庁出版物	(4) 郷土資料	(5) 視聴覚資料	(6) 視覚障害者資料	(7) 電子書籍	(8) その他
中央図書館	○	○	○	○	○	○	○	○
生涯学習センター図書館	○	○	○	○	○			○
南大沢図書館	○	○	○	○	○			
川口図書館	○	○	○	○	○			
由木中央市民センター 図書館	○		○	○				
恩方市民センター図書館	○	○	○	○				
由井市民センターみなみ野 図書館	○		○	○				
北野市民センター図書館	○	○	○	○				
石川市民センター図書館	○		○	○				

2 図書資料の収集については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中央図書館では、日本十進分類法（NDC）の第1次区分表に則り0総記・1哲学・2歴史・7芸術・8言語・9文学の収集に努める。
  - (2) 生涯学習センター図書館では、0総記・3社会科学・4自然科学・5技術・6産業のほか外国語資料の収集に努める。
  - (3) 上記以外の図書館では、外国語資料を除き、偏りなく収集する。
- （資料種類別収集方針）

第5条 資料種類別の収集方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書資料
  - ア 一般図書

市民の学習、調査研究、趣味・娯楽などに役立てるため、市民の要求を参考に、蔵書構成や、個々の内容・利用価値を考え、基礎的・入門的な図書から、必要に応じて専門

的な図書まで、大活字で書かれた図書を含め、各分野にわたり幅広く収集する。ただし、次に掲げる図書については、内容を十分考慮して選択する。

- (ア) 極めて高度な専門書、学術書
- (イ) 学習参考書、各種試験問題集、テキスト類（教科書を除く。）
- (ウ) 類似的なものが多数出版されている実用書、娯楽書
- (エ) 極めて特殊な領域に属するもの
- (オ) 利用者又は利用が極めて限られているもの
- (カ) 他の公共図書館及び都立図書館を通じて提供できるもの

#### イ 児童図書

幼児・児童・生徒が読書を通じて、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けるために、できる限り質の高い資料について、個人の趣味や読書力に応じたものに出会えるように、学習・教養・娯楽など各分野にわたり幅広く収集する。

#### ウ 参考図書

市民の一般的な調査研究のために必要となる事典、辞典、年鑑、目録、書誌、地図については、幅広く体系的に収集する。

#### エ 外国語図書

世界で広く使われている英語をはじめ、中国語、韓国語や朝鮮語で書かれたものを中心に、次に掲げる資料を収集する。

- (ア) 外国語による情報提供の充実及び多文化理解に役立つ資料
- (イ) 日本の文化や伝統を紹介する図書
- (ウ) 居住する外国人の娯楽や生活に役立つ資料
- (エ) 日本で話題になった図書の原書や海外で評価を受けている資料で、市民の要求の高いもの

### (2) 逐次刊行物

#### ア 雑誌

国内で刊行された、全分野にわたり、基本的な雑誌を中心に、児童・青少年向けのものも含め、幅広く収集する。そのために各館での分担収集に努める。ただし、漫画雑誌は、収集しない。

#### イ 新聞

国内発行の主要全国紙を中心に、児童・青少年向けのものを含め、幅広く収集する。

### (3) 官公庁出版物

政府諸機関等公的機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

### (4) 郷土資料

郷土八王子を理解し、その文化・歴史を次の世代に継承するため、八王子市の歴史・自然・産業・文化に関する資料や、市民が身近な生活情報を得、市政への参加に資する行政資料・市刊行物は、積極的、網羅的に収集する。

### (5) 視聴覚資料

活字以外のメディアに対する市民の要求に応え、教養・文化・趣味・娯楽に役立つ次に掲げる資料は、収集する。

ア 映像資料は、あらゆる世代の要求に応えられるように、幅広い分野の資料の収集に努める。

イ 録音資料は、クラシック、軽音楽、邦楽など、全分野にわたり幅広く収集する。

(6) 視覚障害者資料

視覚障害その他の障害により図書館資料をそのままでは利用することが困難な方向け資料は、できるだけ収集又は製作する。

(7) 電子書籍

高齢者や障害者等に配慮した読み上げ機能、電子書籍の特性を踏まえ、市民ニーズに対応した資料を幅広く収集する。

(8) その他

マイクロフィルム、CD-ROM、オンラインデータベースは、必要に応じて収集し活用する。

(資料の選定)

第6条 図書館資料の選定及び基準については、別に定める八王子市図書館資料選定実施要領による。

(蔵書の更新・除籍)

第7条 図書館資料は、別に定める八王子市図書館資料除籍実施要領の規定に基づき除籍を行い、図書館の蔵書構成を適切な状態に維持するように努めるとともに、必要な場合は補充する。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。